

各種救命講習・応急手当普及員講習受講者募集

9月3日から9日は「救急医療週間」、9月9日は「救急の日」です。市消防本部では、救急医療および救急業務に対する理解と応急手当の普及啓発を目的に、下記講習を開催します。

【各種救命講習】	【応急手当普及員講習】
日時 9/6(木) 9:00～18:00(上級救命) 9/9(日) 13:00～16:00(普通救命)	日時 9/7(金)～9/9(日)の3日間 9:00～18:00(実質24時間)
場所 市消防本部2階講堂	場所 市消防本部2階講堂
対象者 市内在住または在勤・在学者(中学生以上)	対象者 市内の事業所または防災組織に属する者
内容 成人～乳児までの心肺蘇生法(AED使用法を含む)、その他応急処置法	実施内容 各事業所の従業員や防災組織の構成員を対象に、普通救命講習の指導に従事する者を養成する
定員 40人(要申込)	受講料 無料(要申込)
受講料 無料	※各自で指定テキストの用意が必要です

問 市消防本部 警防課 ☎896-2548

敬老の日に「火の用心」の贈り物を！～住宅防火・防災キャンペーン～ 期間 9月1日(土)～21日(金)

住宅火災における死者のうち約7割が65歳以上の高齢者となっており、その原因の多くは逃げ遅れによるものです。本キャンペーンでは、下記のことを推進しています。

- 【キャンペーン内容】
- ▶「住宅用火災警報器」や「住宅用消火器」、「燃えにくい防災物品」を身近な高齢者にプレゼントしましょう。
 - ▶住宅用火災警報器の点検をご家族等が高齢者の代わりに行いましょう。

「住宅用火災警報器」の設置は消防法で定められています。設置は義務！住宅用火災器警報器！(本市の設置率 71% H30.6現在) ※奏功事例については、インターネットで「宜野湾市 住警器」と検索！

問 市消防本部 予防課 ☎892-1850

建築物の既設の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全について

平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする震度6弱の地震が発生しました。この地震の影響で、建物や煙突、ブロック塀等に多くの被害が発生しブロック塀の倒壊による死傷者もでています。学校に限らず、既存の塀について、所有者等の皆さまは下記のとおりご注意くださいようお願いします。

- ①ブロック塀の点検チェックポイント(※)を用いて、安全点検を行うこと。
- ②安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等および補修、撤去等が必要となること。

また、NPO法人沖縄建築設計サポートセンターより、既存ブロック塀の安全性の調査を行いたい方に向けて、誰でも簡単にできる調査方法が公開されました。調査方法の詳細や、鉄筋の有無を調べることができる探査機の貸し出しは、沖縄県建築設計サポートセンターまでお問合せください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください▶



問 建築課 内線 509・510・511

9月10日は「下水道の日」

下水道は『生活環境の改善』、『浸水の防除』、『公共用水域の水質保全』を役割と目的に整備が行われている施設です。

快適な生活環境を作るため、きれいな海や川を後世に引き継ぐためにも、個人で設置・管理する「排水設備」の下水道への接続をお願いします。

排水設備の工事については市指定の『排水設備工事指定店』でしか施工できません。市では浄化槽改造(くみ取り改造)工事の費用を無利子でありません(限度額30万円)しています。

【下水道の日行事】
「下水道普及促進グッズ配布」
9/10(月)
①10:30～ 市役所玄関前
②15:00～ サンフティーマ
※配布グッズは数に限りがあります。皆さまのお越しをお待ちしています！



問 上下水道局 業務サービス課 ☎892-5733

既存の塀の維持保全について

建築基準法第8条において、建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとあり、その中にはブロック塀等も含まれております。維持管理を怠ると、ひび割れや破損、傾きといった老朽化が進み、本来持っている強度を維持できなくなり、倒壊の危険性が高くなる恐れがあります。ブロック塀の維持管理について、所有者・管理者が日頃からの点検により、適正な状態の維持に努めていただく必要があります。

問 建築課 内線 509・510・511

8月31日(金)は市県民税第2期の納期限です

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けていますのでご連絡ください。

市税納期カレンダー

税目 期別	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	5月1日	7月2日	5月31日
第2期	7月31日	8月31日	
第3期	12月25日	10月31日	
第4期	2月28日	1月31日	

どれくらいの期間で差し押さえされてしまうの？

- ①納期限を過ぎる＝滞納の発生、督促状の発送
納め忘れている方もいますので、納期限後20日以内にもう一度文書(督促状)で催促をします。
- ②差押
督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないとされています。最短で納期限から約1か月で差し押さえられる可能性があります！

問 納税課 内線246～257

不動産の公売を実施します！

市では市税の滞納処分のため、下記日程で公売予定です。

公売方法 期間入札
入札期間 8/27(月)～8/31(金)
入札場所 納税課(郵送可)
開札日 9/4(火) 10:00
開札場所 市役所 多目的会議室

番号	種別	地番等	見 価	積 額	公 売 保証金
1	土地	宜野湾市神山1丁目595番1239㎡(現況:原野)	2,944万円	295万円	
2	土地	浦添市伊祖3丁目1376番2180㎡(現況:更地)	437万円	44万円	
3	土地	宜野湾市嘉数4丁目832番340㎡(現況:畑)	57万円	6万円	
4	公売中止				

- ・物件は現時点での予定です。追加、取下げ、変更する場合があります。
- ・物件の詳細については、今後市ホームページ等でお知らせします。



問 納税課 内線 251・254・259

国民年金保険料の後納制度

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成30年9月末までに限り、過去5年分の保険料を納めることができる制度です。後納制度を利用する事で将来受け取る年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。(例) 未納の平成25年9月分 → 平成30年9月末まで納付可能

【後納制度をご利用いただける方】

- 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(一部保険料が発生する免除を含む)や未加入期間がある方
- 60歳以上65未満の方で、上記1の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など
※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方はお申し込みできません。

後納制度を利用するには事前のお申し込みが必要で、日本年金機構による審査があります。詳しい内容は下記までお問い合わせください。

問 ・ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
受付時間 月曜日～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:00～17:00
祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用できません。
・コザ年金事務所 ☎933-2267 自動音声案内 ②→② 8:30～17:15

住宅・土地統計調査の実施について

総務省統計局では、10月1日に住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。調査の目的は以下のとおりです。

- ①住宅数や国民の居住状況
- ②高齢化社会を支える居住環境
- ③耐震性・防火性等の住宅性能水準の達成度
- ④土地の利用状況
- ⑤空き家の実態

調査期間中は統計調査員が調査書類を配布しますので、インターネットまたは紙の調査票でご回答をお願いします。

なお、かたり調査(なりすまし)防止の為、調査員は訪問時に顔写真つきの調査員証を提示します。

問 企画政策課 統計係 ☎893-4103

軍用地の買取りについて [5,000万円の特別控除が適用される土地先行取得事業]

市と県は普天間飛行場返還後のより良いまちづくりを進めることを目的に、普天間飛行場内土地の買取りを実施します。

市・県に売却した場合、譲渡所得等については最高5,000万円までの特別控除の対象となります。(ただし、国税事務所との協議により特別控除を受けられない場合もあります)

準備いただくもの
①印鑑(認印でも可)
②本人確認書類(免許証等)
③土地賃借料算定調書および土地明細書(最新のもの)

受付期間
第二期 7/2(月)～8/31(金)
第三期 9/3(月)～10/31(水)
※不明な点などございましたら、まち未来課までご相談ください。

問 まち未来課 内線 309